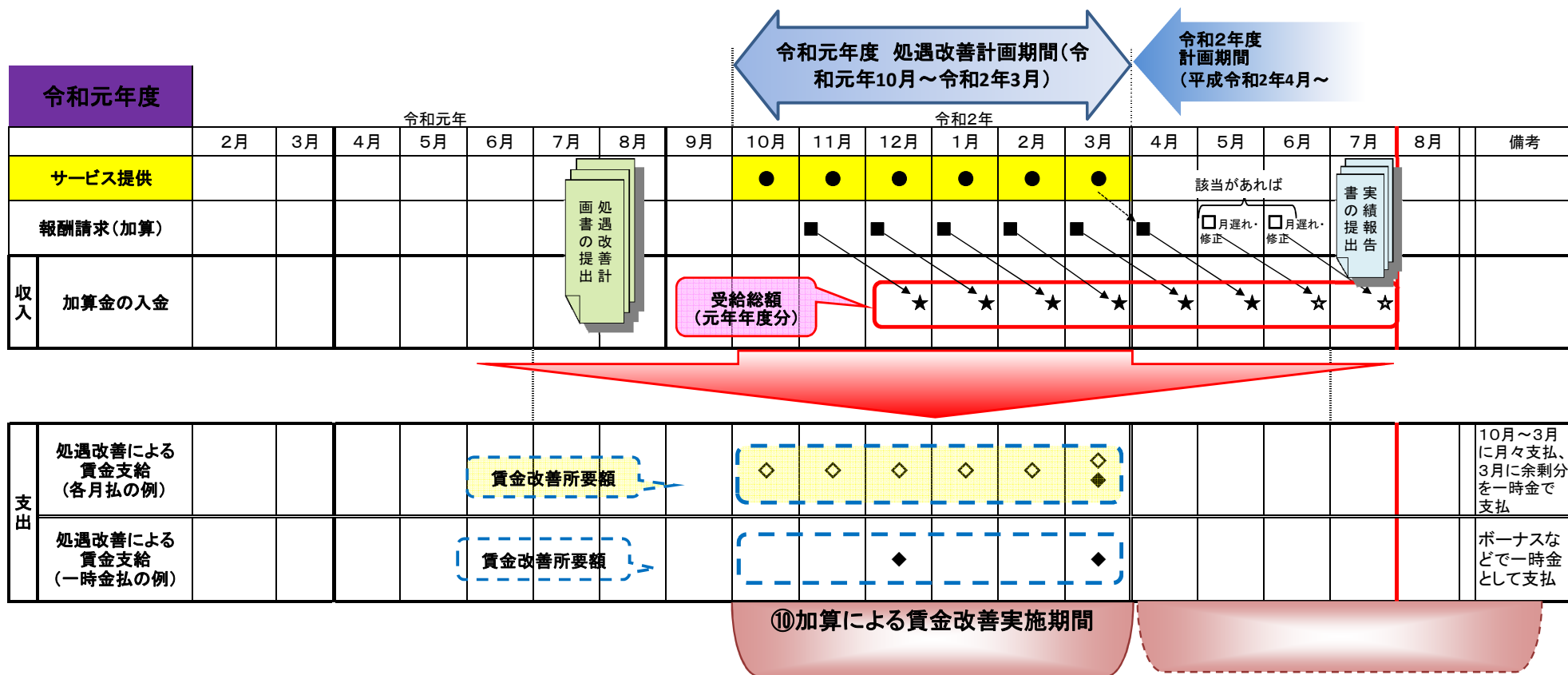


処遇改善加算実施期間の考え方(サービス提供期間と同じ期間に実施する場合)

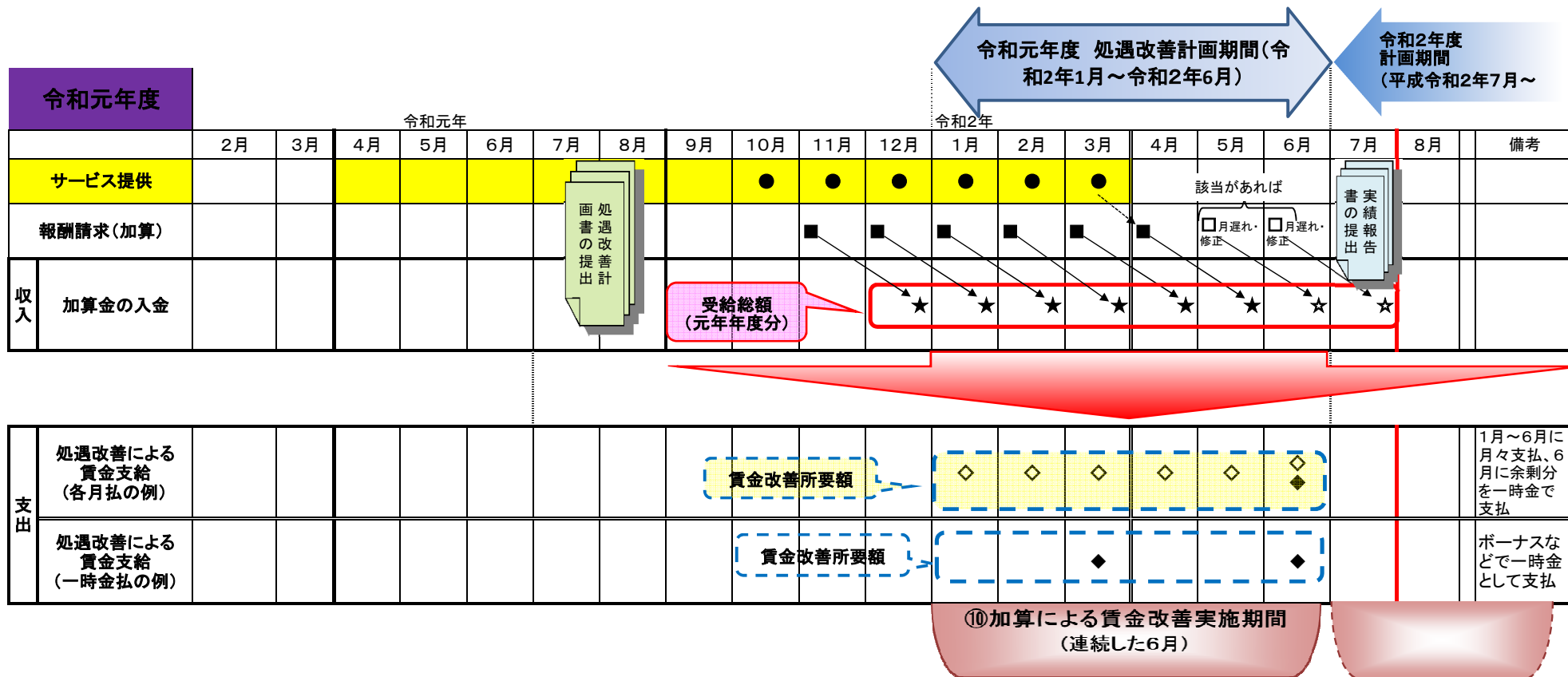
鳥取県福祉保健部長寿社会課



- 注1 令和2年4月サービス提供分以降は翌年度令和2年度分とすること。
- 注2 令和元年10月～令和2年3月サービス提供分の月遅れ請求、修正によって発生する加算金は令和元年度分とすること。
- 注3 受給した処遇改善加算金は余剰金を発生させないよう、全額を該当の従業員に対して処遇改善金として支給すること。
- 注4 賃金実施期間は、①サービス提供期間と同じ期間、②国保連からの振込後の期間などのパターンが考えられ、どれを選ぶかは事業者の任意だが、極力、現行加算と同じパターンを選択すること。

処遇改善加算実施期間の考え方(国保連からの振込後に実施する場合)

鳥取県福祉保健部長寿社会課



- 注1 令和2年4月サービス提供分以降は翌年度令和2年度分とすること。
- 注2 令和元年10月～令和2年3月サービス提供分の月遅れ請求、修正によって発生する加算金は令和元年度分とすること。
- 注3 受給した処遇改善加算金は余剰金を発生させないよう、全額を該当の従業員に対して処遇改善金として支給すること。
- 注4 賃金実施期間は、①サービス提供期間と同じ期間、②国保連からの振込後の期間などのパターンが考えられ、どれを選ぶかは事業者の任意だが、極力、現行加算と同じパターンを選択すること。